

平成29年度裾野市農業委員会3月総会 議事録

1. 開催日時 平成30年3月12日(月) 午後1時30分から午後2時10分
 2. 開催場所 裾野市役所402会議室
 3. 出席委員

農業委員				農地利用最適化推進員			
議席	氏名	議席	氏名	地区	氏名	地区	氏名
1	荻田 能文	7	西島美津代	東	芹澤 渉一	富岡	西島 徹夫
2	杉山 邦利	8	飯塚 芳正	東	高草 富一	富岡	永田 榮泰
3	服部 敏淳	9	神戸 俊之	西	関野 孝平	富岡	眞田 正昭
4	鈴木 昭子	10	杉山 克己	深良	大庭 学	須山	杉山 勝良
5	手綱 史芳	11(副会長)	勝又 俊博	深良	志村 重利	須山	渡邊 秀行
6	勝又実佐男	12(会長)	岡田 廣正				

4. 欠席委員

--	--	--	--	--	--	--	--

5. 事務局出席者

事務局長 菊池守 書記 杉本雅弘 書記 市川智子 書記 持田睦乃

6. 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

6	勝又実佐男	7	西島美津代
---	-------	---	-------

第3 議事

- (1) 報第22号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- (2) 報第23号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について
- (3) 議第43号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について
- (2) 議第44号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について
- (3) 議第45号 非農地証明願の裁定について
- (6) 議第46号 農地中間管理機構に係る農用地利用集積計画(案)の決定について

7. 会議の概要

議長

只今から平成29年度裾野市農業委員会3月総会を開会します。
 本日の委員は12名中12名出席ですので、総会は成立しています。
 議事日程第2の議事録署名人の指名ですが、私から指名させていただくことに異議ございませんか。

(異議なし)

議長

それでは、6番 勝又実佐男委員、7番 西島美津代委員 お願いします。
 会議書記の指名を行います。本日の会議書記には農業委員会事務局職員の持田睦乃氏を指名します。
 それでは、議事に入ります。
 報第22号 農地法第18条第6項の規定による通知について を議案とします。事務局から議案書の説明をお願いします。

- 事務局 はい。報第 2 2 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
(議案朗読)
- 議長 ただ今の報第 2 2 号について、質疑等がありましたらお願いします。
(質問、意見等 なし)
- 議長 質疑等が無いようです。こちらは報告案件ですので、ご了承いただきたいと思います。
次に、報第 2 3 号 農地法第 5 条の規定による農地転用届出に対する受理について
を議案とします。事務局から議案書の説明をお願いします。
- 事務局 はい。報第 2 3 号 農地法第 5 条の規定による農地転用届出に対する受理について
(議案朗読)
- 議長 ただ今の報第 2 3 号について、質疑等がありましたらお願いします。
(質問、意見等 なし)
- 議長 質疑等が無いようです。こちらは報告案件ですので、ご了承いただきたいと思います。
次に、議第 4 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の裁定について を議案とし
ます。事務局から議案書の説明をお願いします。
- 事務局 はい。議第 4 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の裁定について 番号 1
(議案朗読・投影写真により説明)
- 議長 続きまして、地区担当推進委員 而島徹夫委員から議案について説明をお願いします。
- 地区担当委員 申請地は、千福公民館の約 150m 北東、有限会社秋山土建の南側に位置します。市街
化調整区域内にある農地で、現況は休耕地です。面積は 470 m²です。
申請地は平成 10 年に譲渡人が相続により取得しました。譲渡人は長年会社員として
勤めていて、農業に携わる時間も限られていました。申請地は平成 28 年まで栗の木が
ありましたが、管理ができないため伐採し、近年は維持管理にとどまっていた。申
請地には株が残っているため、借り手が見つからず不動産業者に相談したところ、申
請地のすぐ近くで土建業を営んでいる譲受人が取得し、耕作をすることで話がまとまりま
した。
譲受人は土建業を営んでいて、抜根や耕耘に必要な機械を所有しているため、農地へ
の復元が可能です。耕作は譲受人夫婦と母が行いますが、譲受人自身は 40 年、妻 30
年、母 60 年の農業経験があり、経験や技術についても問題ありません。申請地取得後
の経営農地は 8,243 m²で、下限面積を満たしています。他の農地についても、すべて効
率的に管理されています。また従事日数の基準や、地域との調和についても問題ありま
せん。
耕作計画によると、さつまいも等の露地野菜を栽培する予定です。周辺農地への悪影
響は、特にないかと思われます。ご審議をお願いします。
- 議長 質疑に入らせていただきます。発言のある委員は挙手をお願いします。
(質問、意見等 なし)
- 議長 それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第 4 3 号 番号 1 について、
本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

それでは、全会一致で許可することに決定します。
次に、議第44号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号1を議案とします。事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。議第44号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号1
(議案朗読・投影写真により説明)

議 長

続きまして、地区担当委員 6番 勝又実佐男 委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員

申請地は、黄瀬川をはさみ生涯学習センターの約120m西側に位置します。現況は、休耕地となっています。

譲受人は、会社に勤める傍ら、他県において太陽光発電事業を行っています。静岡県は、日照時間が長く太陽光発電事業に適していることから、事業地を探していたところ、日当たりの良い申請地が候補地として挙がりました。

譲渡人は、平成23年に相続により申請地を取得しましたが、農地として利用することが難しく、保全管理にとどまっていた。この度、譲渡人が譲受人の提案に合意し、太陽光発電設備敷地として、パネル288枚を設置する計画で話がまとまり、申請に至ったものです。

申請地の街区は宅地率が59%で40%以上であることから、宅地化の状況が省令で定める程度に達している区域であり、申請地は第3種農地に区分されます。第3種農地は代替性の検討が不要となっているので、立地基準に問題ないと思います。

建築物や工作物に該当する施設が存在せず、建築基準法や都市計画法の申請は不要です。経済産業省による事業計画の認定、東京電力との受給契約の手続きも進められています。また、転用計画が実施される資金力もあり、転用面積も適正であることから、一般基準を満たしていると考えられます。

申請地は、北側を畑、その他は水路に接しています。場内自然浸透とするほか、敷地内に傾斜をつけ西側水路に放水します。日常の管理については業者に依頼し、年に4回程度、草刈り等を行うこととしています。以上のことから、周辺農地への影響は特にないかと思われます。ご審議をお願いします。

議 長

質疑に入らせていただきます。発言のある委員は挙手をお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長

それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第44号 番号1 について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

それでは、全会一致で許可することに決定します。
次に、議第45号 非農地証明願の裁定について 番号1を議案とします。事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。議第45号 非農地証明願の裁定について 番号1
(議案朗読・投影写真により説明)

議 長 続きまして、地区担当推進委員 眞田正昭 委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 願出地は、下和田公民館の約 300m 東側に位置します。願出地の現況は、願出人の甥夫婦の住宅敷地の一部として使用されています。面積は 17 m²です。

願出人は、昭和 61 年に相続により願出地を取得しましたが、昭和 47 年に弟が隣地を贈与により取得してから、弟の自己住宅敷地として利用されていました。現在は、弟の子供夫婦の住宅敷地の一部となっています。願出地には、建築基準法や都市計画法の手続きが必要な建物はありませぬ。建築物等の敷地として相当のものであり、かつ、建築後 10 年以上経過して農地への復元が容易でないと認められます。また、他法令との調整も図られているため、基準を満たしていると考えられます。

南側は畑、その他は宅地に接しています。すでに 40 年以上、宅地として利用されていて、特に問題もないことから、周辺農地への悪影響は特にないかと思われまゝ。ご審議をお願いします。

議 長 質疑に入らせていただきます。発言のある委員は挙手をお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長 それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第 45 号 番号 1 について、本案を原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 それでは、全会一致で証明することに決定します。

次に、議第 46 号 農地中間管理機構に係る農用地利用集積計画(案)の決定について番号 1 を議案とします。事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第 46 号 農地中間管理機構に係る農用地利用集積計画(案)の決定について 番号 1

(議案朗読・投影写真により説明)

議 長 続きまして、地区担当推進委員 志村重利 委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 利用権設定地は、裾野・長泉清掃施設組合中島苑から約 250m 西に位置します。申請地は農用地区域内にある農地で、地目は田です。今年度県営中山間地域総合整備事業(生産開始型)が行われた区域であり、この度貸人が、県知事から一時利用地の指定を受けました。使用開始日は平成 30 年 1 月 24 日付で面積は 2,008 m²です。

貸人は、平成 21 年に相続により従前の土地を取得しました。基盤整備工事が終わり、申請地が仮人の一時利用地となりましたが、貸人は沼津市に住んでおり、耕作が難しく、近くに住んでいる方に耕作をお願いしたいと考えていました。借受者は基盤整備した土地で農地を拡大したいと考えており、借受者が耕作することで話がまとまったため、農地中間管理事業を活用して、農地中間管理機構である静岡県農業振興公社に土地を貸し付けることとなりました。

機構に中間管理権が設定されたら所定の手続きを行い、借受者に貸し付けることになっています。借受者が通作に要する時間は車で 3 分です。経営農地は 5,562 m²あり、経験・技術にも問題ありません。貸付期間は 10 年間で、使用貸借によるものです。

耕作計画としては、機構に中間管理権が設定されたら、借受者に貸し出され、借受者と妻の二人で水稻を作付けする予定です。

周辺農地への悪影響は特にないかと思われまゝ。ご審議をお願いします。

議 長 質疑に入らせていただきます。発言のある委員は挙手をお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長 それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第46号 番号1 について、
本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 それでは、全会一致で決定することに決定します。
以上で、全ての議案が終了しました。
これをもって平成29年度裾野市農業委員会3月総会を閉会します。

平成30年3月12日 (会議録署名人)

6番署名人 勝又実佐男

7番署名人 西島美津代

